

平成29年7月12日
都市整備局
東京都住宅供給公社

都営住宅駐車場に係る電気料金の支払人名義の誤りについて

都営住宅において、電気料金の支払人名義の登録を誤ったことから、入居者で構成する自治会が電気料金を過払いしていたことが判明しましたので、その概要と対応をお知らせします。

1 概要

都では、都営住宅敷地内の駐車場の施設管理に関する業務を指定管理業務として東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）に委ねており、その維持管理に必要な光熱水費は公社が支払うこととしています。今般、電気料金の支払人名義の登録を誤ったことにより、平成10年5月の使用開始時から平成29年6月までの約19年分の電気料金を自治会が過払いしていたことが判明しました。

2 対象住宅

所在地	品川区内
戸数	1棟25戸
機械式駐車場区画数	8区画

3 判明の経緯

都営住宅共益費の徴収事業の実施に当たり、徴収金額の確定作業を行っていたところ、電気料金の支払人名義が、公社ではなく誤って自治会と登録されていることが判明しました。

4 原因

対象住宅の使用開始に当たり、建設工事中は施工業者となっていた機械式駐車場動力の電気料金の支払人名義を、公社名義へ変更すべきところ、誤って自治会名義へ変更したため。

5 過払金額（判明分）

84,338円（消費税含む。平成26年4月分～平成28年3月分）

上記以外の期間である平成10年5月分～平成26年3月分及び平成28年4月～平成29年6月分については、金額を精査中。

6 対 応

- (1) 対象住宅の自治会に事情を説明し、謝罪を行いました。今後、速やかに支払人名義を自治会から公社に変更するとともに、自治会が支払った額に利息を加えて、公社から自治会に支払います。
- (2) 機械式駐車場について、電気料金の支払人名義登録の引継書類の様式を改善します。
- (3) 運用開始後の確認を徹底するため、電気料金の支払人名義変更一覧表の提出を新たに施工業者に義務付けます。
- (4) 対象住宅以外で機械式駐車場の設置された団地（27団地）について、電気料金の支払人名義に誤りがないことを確認しました。

問 合 せ 先	東京都都市整備局 都営住宅経営部 住宅整備課 電話 03-5320-4986	(共益費の徴収事業について) 東京都都市整備局 都営住宅経営部 指導管理課 電話 03-5320-4981
	東京都住宅供給公社 公営住宅管理部 都営管理課 電話 03-3409-2261 (代表)	